

事故発生防止のための指針

社会福祉法人久壽会

事故発生防止のための指針

1.施設における介護事故の防止に関する基本的考え方

当施設では、「人間としての尊厳を冒し、安全や安心を阻害しており、提供するサービスの質に悪い影響を与えるもの」をリスクとして捉え、より質の高いサービスを提供することを目標に介護事故の防止に努めます。そのために、必要な体制を整備するとともに、利用者一人一人に着目した個別的なサービス提供を徹底し、組織全体で介護事故の防止に取り組みます。

2.介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織

当施設では、介護事故発生の防止等に取り組むにあたって、下記の体制を取ります。

(1)「事故発生防止委員会」の設置

①設置の目的

施設内での事故を未然に防止すると共に、起こった事故に対しては、その後の経過対応が速やかに行なわれ、利用者に最善の対応を提供できる事を目的とし、安全管理体制を施設全体で取り組む。

②事故発生防止委員会の構成委員

- ・ 施設長
- ・ 介護支援専門員
- ・ 生活相談員（安全対策担当者）
- ・ 主任看護職員
- ・ 主任介護職員
- ・ 管理栄養士
- ・ 医師（出席できない場合には、意見を聞くことができる）
- ・ その他必要に応じ委員を指名する。

③事故発生防止委員会の開催

定期的に1ヶ月に1回開催し、介護事故発生の未然防止、再発防止等の検討を行います。

事故発生時等必要な際は、随時委員会を開催します。

④事故発生防止委員会の役割

ア) マニュアル、事故（ひやりはっと）報告書等の整備

介護事故等未然防止のため、定期的にマニュアルを見直し、必要に応じてマニュアル

ルを更新します。事故(ひやりはっ)報告書等の様式についても定期的に見直し、必要に応じて更新していきます。

イ) 事故(ひやりはっ)報告の分析及び改善策の検討

各部署から報告のあった事故(ひやりはっ)報告を分析し、事故発生防止の為の改善策を検討し、その結果について施設長に提言します。

ウ) 改善策の周知徹底

イ)によって検討された改善策を実施するため、職員に対して周知徹底を図ります。

(2) 多職種共同によるアセスメントの実施による事故予防

①多職種(介護、看護、栄養、相談、ケアマネ)共同によるアセスメントを実施します。

利用者の心身の状態、生活環境、家族関係等から、個々の状態把握に努めます。

事故に繋がる要因を検討し、事故予防に向けたサービス計画を作成します。

②介護事故予防の状況が事故に繋がらないよう、定期的なカンファレンスを開催します。

③介護機器の使用において、確実な取り扱い方法を理解した上で使用します。

3.介護事故発生防止における各職種の役割

(施設長)

○事故発生予防のための総括管理、事故発生防止委員会総括責任者

(医師)

○診断、処置方法の指示

○各協力病院との連携を図る

(看護職員)

○ 医師、協力病院との連携を図る

○ 施設における医療行為の範囲についての整備

○ 介護事故対応マニュアルの作成と周知徹底

○ 処置への対応

○ 事故及びヒヤリハット事例の収集、分析、再発防止

○ 利用者への施設における医療行為についての基本知識を身につける

○ 利用者個々の疾病から予測されることを把握し、些細な変化に注意する

○ 状態に応じて、医師との相談を行なう等連携体制の確立

○ 利用者とのコミュニケーションを十分にとること

- 記録は正確、かつ丁寧に記録する
(生活相談員、介護支援専門員)
- 事故発生防止のための指針の周知徹底
- 緊急時連絡体制の整備(施設、家族、行政)
- 報告(事故報告・ヒヤリハット)システムの確立
- 事故及びヒヤリハット事例の収集、分析、再発防止策の検討
- 介護事故対応マニュアルの作成と周知徹底
- 家族、医療、行政機関、その他関係機関への対応
- 施設内の環境整備
- 備品の整備
- 職員への安全運転の徹底。

(管理栄養士)

- 食品管理、衛生管理の体制整備と管理指導
- 食中毒予防の教育と、指導の徹底
- 緊急時連絡体制の整備(保健所、各関係機関、施設、家族)
- 利用者の状態に合わせた食事形態の工夫

(介護士)

- 食事・入浴・排泄・移動等介助における基本的知識を身につける。
- 利用者の意向に沿った対応を行ない無理な介護は行なわない。
- 利用者の疾病、障害等による行動特性を知る。
- 利用者個々の心身の状態を把握し、アセスメントに沿ったケアを行う。
- 多職種協働のケアを行う。
- 記録は正確、かつ丁寧に記録する。

4.介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針

当施設では、介護事故発生の防止等に取り組むにあたって、事故発生防止委員会を中心としてリスクマネジメントに関する職員への教育・研修を、定期的かつ計画的に行います。全職員に教育・研修への参加を促して、事故防止に大切な役割があるという理解を深めます。それぞれの部門で特に起こりやすい事故を想定した研修等実際に即した教育を行います。

- ①研修プログラムの作成
- ②定期的な教育(年2回以上)
- ③新任職員への事故発生防止の研修会の実施
- ④実習生、ボランティア等への指導

⑤その他、必要な教育・研修

5.介護事故等の報告方法等の介護に関わる安全の確保を目的とした改善のための方策

(1) 報告システムの確立

情報収集のため、ヒヤリハット報告書や事故報告書を作成し、報告システムを確立します。

収集された情報は、分析・検討を行い、施設内で共有し、再び事故を起こさないための、対策を立てるために用いるものであり、報告者個人の責任追及のためには使いません。

(2) 事故要因の分析

集められた情報を基に、「分析」⇒「要因の検証」と「改善策の立案」⇒「改善策の実践と結果に評価」⇒「必要に応じた取り組みの改善」といったPDCAサイクルによって活用します。又、その過程において自施設における事例だけではなく、知りうる範囲で他施設の事例についても取り上げ、リスクの回避、軽減に役立てます。

(3) 改善策の周知徹底

分析によって導き出された改善策については、事故発生防止委員会を中心として実践し、全職員に周知徹底を図ります。

6.介護事故発生時の対応

介護事故が発生した場合には、下記の通り速やかに対応をとります。

(別紙フローチャート参照)

① 当該利用者への対応

事故が発生した場合は、周囲の状況及び当該利用者の状況を判断し、当該利用者の安全確保を最優先として行動します。関係部署及び家族等に速やかに連絡し、必要な措置を行います。状況により、医療機関への受診等が必要な場合は、迅速にその手続きを行います。

②事故状況の把握

事故の状況を把握するため、関係職員は「事故報告書」で、速やかに報告します。報告の際には状況がわかるよう事実のみを記載するようにします。

③関係者への連絡・報告

関係職員からの連絡等に基づき、ご家族・担当ケアマネージャー（短期入所の利用者の場合）、必要に応じて保険者等に事故の状況等について報告します。

④損害賠償

事故の状況により賠償等の必要性が生じた場合は、当施設の加入する損害賠償保険

で対応します。

7.介護事故対応に関する苦情

介護事故対応に関する苦情については、別に定める「苦情処理運用規程」に従って対応します。

8.その他の災害等への対応

- ①防災計画の作成
- ②非常災害のための体制（自衛消防組織等）
- ② 近隣住民との防災協定の締結
- ③ 避難誘導訓練・消火訓練等の実施（年2回）
- ⑤避難・消火・通報装置等の設置及び定期的保守
- ⑥非常用食料等の備蓄
- ⑦上記体制の周知のための職員教育
- ⑧その他

9.この指針の閲覧について

この指針は、当施設の事務所に常設している他、当施設のホームページにも掲載しており、いつでも自由に閲覧することができます。